

甲府市告示第 290 号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

入院患者等 Wi-Fi 設置運営事業に係る貸付

2 業務概要

市立甲府病院の病室、デイルーム、血液浄化療法室及び外来通院治療室において Wi-Fi を利用できるよう、機器設置及び維持・運營業務等を行う。

3 履行期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 8 年 9 月 3 0 日まで

4 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。本件の業務の一部を他企業に再委託する場合は、再委託する企業においても、全ての条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法令 2 2 5 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(5) 租税を完納していること。

(6) 以下の実績を有していること。

ア 200床以上の医療機関に対し、過去5年以内に本件と同様の実績があること。

※本件の業務の一部を他企業に再委託する場合は、再委託する他企業の実績を含めることができる。

イ Wi-Fi 設置運営の業務に対し、継続して3年以上実施した実績を有すること。

ウ 本件の業務の一部を他企業に再委託する場合は、再委託する業務内容に応じた実績を上記ア、イにおいて有すること。

※担当する業務について、上記ア、イの実績の無い企業への再委託は認めない。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限及び提出場所等

入院患者等 Wi-Fi 設置運営事業に係る貸付に関する企画提案実施要領を参照すること。

6 問合せ先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 経営企画課

山梨県甲府市増坪町366番地

電話番号 055-244-1111（代表） 内線2019

FAX番号 055-220-2650

電子メール byokeiki@city.kofu.lg.jp